

製造資本

SDGsへの貢献



製造資本

目次

- 085 | 高品質かつ安全・安心な製品の開発・提供
- 090 | サプライチェーンマネジメント(社会)
- 093 | 工場・施工現場の安全・安心の徹底



製造資本

高品質かつ安全・安心な製品の開発・提供

考え方・方針

当社グループにとって、社会課題解決型の事業創出は創業者精神そのものです。社会に役立つ「新規事業の創出」「既存事業の変革」を生み出すため、当社では総合技術研究所での開発に加え、新たな価値創造の一環として、DX（デジタルトランスフォーメーション）推進による事業・ビジネスモデルの変革や、多様な視点からの創発が行えるオープンイノベーションを知財戦略にも展開し、中長期かつ社会課題起点での事業開発が促進できる体制を構築していきます。

また、当社グループは安全で安心な建物の提供のため、取引先との協働を通じて「技術・ものづくり基盤」を培ってきました。技術革新の時代においても取引先と信頼関係強化や技術力向上を図り、取引先と共に時代の変化に柔軟に対応できる技術・ものづくり体制の確立を目指していきます。


マネジメント

社会課題を起点とした研究・開発体制

当社の総合技術研究所は、暮らしの安全・安心を支える基盤領域に加えて、社会課題として「ストック社会」「少子・高齢化社会」「環境エネルギー」「食料安定生産」の4つを重点領域と捉えています。また、年度ごとに取り組むべき重点テーマについては、各事業部の担当役員、副社長、社長との話し合いのうえで決定しています。

環境、エネルギー、IoT、バイオなどのテクノロジーを融合し、大地震・災害に備えた快適で健康に配慮した住まいやZEH、ZEB、RE100（再生可能エネルギー利用率100%）の

まちづくりなど、「生きる場所」を快適にサステナブルにする研究開発に取り組んでいます。

-  [再生可能エネルギー 100%の街づくり](#)
- [総合技術研究所](#)

仕様情報の横断的な監理体制

当社では、全社的に設計・工事業務の監理体制を再構築し、法令遵守体制の強化を図り、安全で安心な商品をお客さまへ提供するため、2019年8月より、社長直轄部門として「法令遵守・品質保証推進本部」を設置しています。

当社が商品を開発する際は、「耐火性能」「構造」などの安全性能や「遮音性能」「温熱性能」などの快適性能の検証を総合技術研究所で行い、それぞれの分野に精通した「商品設計確認者」（本社の技術部門から選任）が専門的知見に基づき、新規設計や改善設計が適切に実施されているかを確認します。設計された部材は、国際規格ISO9001を取得した工場で製造され現場に出荷されます。

そのように開発された商品でも、適切な設計や工事がなされなかった場合には法令違反や型式違反につながるおそれがあります。そのリスク防止のため、業務上関わるすべての従業員に対し教育を実施しています。

加えて、耐火上重要な部位の施工ポイントを自動的に抽出し図面を生成するシステム「D-SPEC」を開発し、物件ごとに建物にあった施工ポイントを技術者および技能者に事前に提示することで、現場でのヒューマンエラーを予防するとともに、検査時にはより正確な確認が可能となります。

社内基準を満たした設計監査員は、前年度に竣工した物件の5%以上を全国から抽出し、チェックリストに基づいて、設計図に法令違反・型式違反がないことを確認しています。設計監査員は、仕様の未遵守ならびに不適切な実態を確認した場合、お客さまへの商品の引渡しを延長もしくは停止

を行う権限が付与され、関連部門の管制を担っています。

本社から現場でのものづくりまで、仕様情報の横断的な監理を行うことで、安全で安心な良品をお客さまへ提供しています。

型式適合認定制度に関する社内資格

当社住宅部門では、型式適合認定を取得しており、同認定制度を利用する設計業務を行う従業員に対し、社内資格制度を設けています。毎年、社内試験が実施され、試験に合格しなければ型式適合認定制度^{*}を利用する設計業務を行うことができない仕組みになっています。なお、この試験に向けてはオンライン研修を実施しています。

また試験に加え、設計業務に関する知識・経験などを総合的に判断し、各設計担当者の技能習熟度を評価しています。習熟度のランクに応じて「設計補助業務のみ」から「一般の建築確認申請の設計及び照査」まで対応可能な業務を5段階に区分しています。この習熟度のランクアップ数が事業所ごとに集計され、経営健全度評価に反映しています。

※標準的な仕様書で建設される住宅など、一定の建築基準に適合していることをあらかじめ審査し認定するもの。型式適合認定を受けていれば、個々の建築確認時の審査が簡略化される。

生産部門の社員教育

当社では、生産部門に関わる従業員に対して、階層別や防災・品質など20の専門別教育を年1回以上実施しています。これにより製品の品質や、製造工程における安全性、環境性能などに関する知識を身につけ実践できる人財の育成を行っています。


製造資本

高品質かつ安全・安心な製品の開発・提供

DX (デジタルトランスフォーメーション) の推進

建設技能者の減少や高齢化が進む建設業界では、デジタル活用による技術革新の重要性が増しています。また、社会全体のデジタル化が加速していることから、当社グループでは、社会環境の変化を見据え、2019年度より業界に先駆けて建設現場の省人化、無人化を目的とした「デジタルコンストラクションプロジェクト」を立ち上げ、2020年度には先行していた BIM^{*}分野の取り組みを統合し専門部署を設置しました。

^{*} Building Information Modeling の略。3Dモデルに建物情報を付加しデジタル化したもの。設計から施工維持管理までのライフサイクル全体で蓄積された建物情報を活用する手法。

 [DX アニュアルレポート](#)

知的財産戦略

研究・開発の成果である特許権・意匠権、ブランド力の基礎となる商標権、知的創作の成果である著作権など知的財産権は会社の重要な財産であると認識し、取得・維持・放棄のすべてにおいて定められたフローに基づき厳密に管理しています。また、自社の知的財産権を主張するだけでなく、他社の権利も尊重し他社の特許権や商標権を侵害することがないようにクリアランス調査を実施しています。

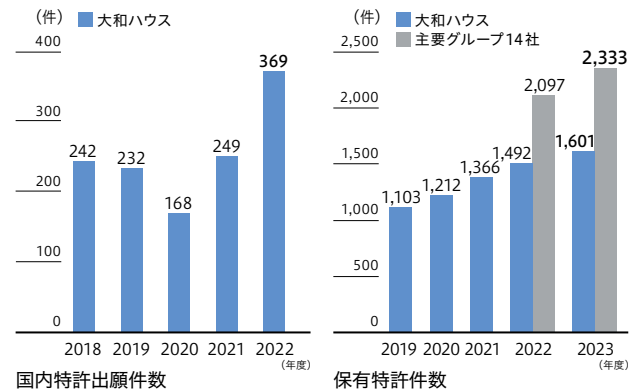
さらに、知的財産情報の重要性をふまえ、社内に対する知的財産情報の発信・収集体制を構築するとともに、技術開発成果である特許権に基づく実施許諾を積極的に行うことで、知的財産権の活用にも取り組んでいます。その他知的財産活動を促進するため、1年間の活動報告をまとめた知的財産報告書の発行、発明の実施に基づく発明報奨金の支給、知的財産に対する役職員の意識向上を目的とした発表会の開催なども行っています。

当社の国内特許出願件数は、2022年度で369件です。出

願分野の内訳では、当社の中核事業である住宅・建築分野に加え、近年は、IT・IoT、環境に関連する分野の出願割合が増加しています。

当社の保有特許件数（外国で取得した特許を含む）は、2023年度末時点で1,601件であり、2022年度末時点から109件の増加となっています。なお、当社を含む主要グループ14社の保有特許件数（国内での登録件数のみ）は2023年度末時点で2,333件です。

過去5年間の国内特許出願件数、保有特許件数の推移



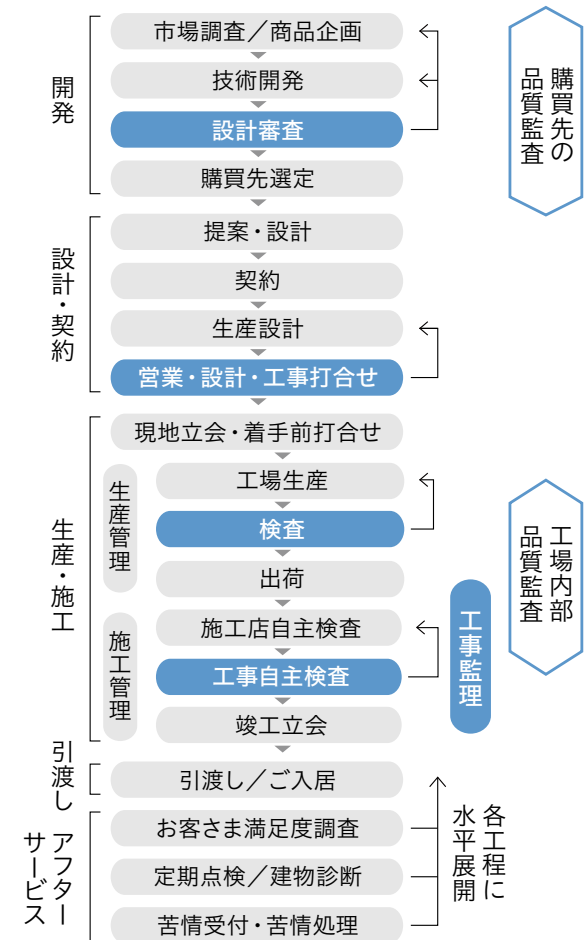
品質保証体系

当社では、開発、設計・契約、生産・施工、アフターサービスに至る商品づくりの全工程で品質向上に取り組んでいます。再発防止活動や各工程からのフィードバック情報を受け、開発や設計・生産・施工など、工程ごとの検査に合格し、次の工程に進む仕組みです。

引渡しまでの各工程から上げられる改善提案は全従業員が利用できる「フィードバックシートシステム」を通じて行います。商品の品質、制度や仕組みに至るまでの提案を受け付けて、責任部署の回答まで管理・運営を行います。その後、

採用された提案については、技術標準や設計図書の改善に活かしています。

品質保証の流れ(住宅系)



製造資本

高品質かつ安全・安心な製品の開発・提供

建物の品質に関する自主検査の実施

・住宅系(戸建住宅・集合住宅事業)

日本では建築基準法などによって建物の安全性について厳格な基準が設けられており、建物の所有者、使用者(消費者)の安全・安心が守られています。当社では、法で定めた基準の検査の他に、社内基準に基づいた施工店と工事担当者による施工部門の自主検査と、建築士の資格を持つ工事監理部員による検査を行い、合格した建物を引渡しています。

・建築系(流通店舗・建築事業)

当社では、施工店・工事担当者による自主検査の後、意匠・構造・設備に関わる担当者が品質チェックを実施し、その後建物を引渡しています。

施工における品質向上に向けた従業員教育

当社では、住宅系工事監理部の新規転入者に対し、集中研修を実施しています。研修では、法令に関する知識や施工現場での検査に関する教育などを行っています。

設計における構造スペシャリスト認定制度

近年、受注する物件の大型化と高度技術の利用が進み、病院、データセンター、精密機械工場などの受注競争において構造技術力の強化が必須となっています。また、自社の開発物件でも発注時の性能決定のために、高度な技術的知見が必要とされるようになってきています。

そのため、2021年度に構造設計者の技術力を公正に評価し顕彰する制度として、「構造スペシャリスト認定制度」を社内で創設しました。同制度は、先端技術の牽引と基礎的技術力の向上を図るとともに、構造設計者自身のモチベーションを高めることを目指しています。毎年、各設計者が実施し

た高度な技術を用いた物件などが評価・選出され、選出回数によってランクが上がる仕組みです。なお、構造スペシャリスト認定制度で選出された従業員は、社内で行われるデザインレビューや技術コンサル、技術発表会などで意見を述べるなど、高度技術の社内展開を図り、会社全体の構造技術力の強化を進めています。

生産部門での品質マネジメントシステム「ISO9001」の運用

当社は、全国に展開する工場で、自動化・合理化・ロボット化を推進し、均一化された品質で部材加工から組み立てまでを一貫生産しています。全国の工場と本社の生産部門、購買部門では、国際標準化機構の品質マネジメントシステム「ISO9001」の認証を取得し、製品品質の向上および安定化への改善活動を継続的に行うためのツールとして役立てています。

なお、「ISO9001」の運用にあたっては外部審査機関によるチェックを年に一度受けており、製品・サービスの品質と安全性を確保しています。

施工・工場協力会社の技能向上に向けた教育支援

当社では、施工協力会社^{*}への若年技能者育成支援策として「住宅系施工店 技能者育成資金補助規程」を設け、施工店に対し育成資金を補助しています。2021年度より、同補助の受給対象者はその翌年に、「住宅系新規技能者育成研修」を受講することとしています。2023年度は、基礎・外装・内装技能者を対象とした4日間のオンラインでの研修に34名が参加しました。そのうち基礎・内装技能者は、当研修を受講することで国土交通省が定める制度のレベル2(中堅技能者)の判定要件における就業日数(645日)以外の要件を満た

すことができました。

また、技能者確保と施工会社の技術力向上、工場協力会社の生産体制の強化と品質向上および技能者のモチベーション向上を目的として、社内制度である「優秀技能者認定制度」を運用し、優れた技能を發揮している技能者を認定しています。そのなかから「令和4年度優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)」を2名の方が取得し、通算で7名の方が建設マスターとして技能者の模範となっています。

その他、技能者や当社工事管理者の補助をする専任監督員の予定者に対する能力審査を行う際にも、研修を行っています。なお、技能者などについては能力審査でのランクに応じた施工費を施工店に対して支払っています。

また、工場では技能者育成とスキルアップを目的とした施策を協力会社と共に実施しています。

※当社から発注を受けて建設工事を行う協力会社

■教育支援一覧

育成施策名	対象	内容
技能向上教育	工場協力会社	優秀技能者による他の技能者への技能伝承
技能競技会(予選)	工場協力会社	溶接、木工、外壁、塗装、フォークリフト、情報加工などの技能を競う。当社で審査
全国工場技能競技会	工場協力会社	優勝者は優秀技能者、上級技能者への推薦資格を授与
職長研修	工場協力会社 職長	現場管理能力向上のために教育。安全・品質・環境についての研修
全国改善コンクール	各工場・ 工場協力会社	各工場でのコスト削減や生産性向上などの改善事例。各工場での予選あり

[WEB](#) [▶ 国土交通省【CCUSポータル】能力評価制度について](#)

製造資本

高品質かつ安全・安心な製品の開発・提供

施工協力会社の処遇改善支援

国が運用している「建設キャリアアップシステム（以下、本システム）」は、技能者の保有資格や、社会保険の加入情報、就労の履歴を蓄積し、建設技能者の能力を適正に評価することで「処遇の改善」を目指すものです。この仕組みは、国土交通省が推進している働き方改革の一環として、2019年4月から運用が始まっています。当社では、2019年10月から施工店に対し登録の働きかけを開始しました。

また、2020年4月から、建設現場において「顔認証入退場」による建設技能者の入退場管理を開始し、就労履歴情報が本システムへ自動で蓄積できるよう、パソコンに不慣れな方でも簡単に登録申請できるツールを用意するなどして、加入促進を図りました。その結果、2023年度の本システムへの加入状況は59%となりました。なお、施工協力会社の方々は本システムに登録することで、当社から各種補助が受けられる仕組みとなっています。

主な取り組み

遠隔検査の実運用

当社の住宅系工事監理部では、検査の業務効率向上を目的に、工事監理者が建設現場以外の遠隔地（事務所、サテライトオフィスなど）で行う検査の実証実験を進めてきました。2023年度に遠隔検査の有効性（検査精度・時間）が確認され、法定業務としての法令チェックも完了したことから、2024年度より「遠隔検査」として正式運用を開始します。建設現場には映像、音声いずれも通信可能なウェアラブル機器を装着した工事監理補助者が、遠隔地にいる工事監理者と共同で検査を実施します。これにより、移動時間を最小限にし検査を行える他、若い技術者への技術の継承を図ります。

フィードバックシートシステムの運用

当社では、ものづくりや保全（アフターサービス）の現場で発見される不具合、非効率、やりにくい、間違いやすいなどの品質情報から、迅速に改善策を実施できるように「フィードバックシートシステム」を運用しています。現在は、毎月100件程度の改善要望がシステムに寄せられており、それに対する回答も蓄積されています。2023年度は、自社の従業員だけでなく、社外の一部地域で施工店からの情報も収集できるシステムを試行しました。

また2024年度は、全国展開に向け順次運用を開始していきます。

工場協力会社への技術の向上および伝承支援

・全国工場技能競技会

全国工場技能競技会は、工場の生産活動に必要な技能について、各工場の代表が安全・品質・生産性について競うことで、技能の向上を図ることを目的としています。実施種目は、溶接技能、木工技能、外壁技能、塗装技能、クレーン技能、フォークリフト技能の6技能に加え、2023年11月からは建築情報加工技能を追加し、7技能10種目で競技会を開催しています。この大会を通じて、技能力とモチベーション向上を図り、技能の伝承につなげています。




全国工場技能競技会 溶接技能

・職長研修の実施

職長研修は工場協力会社の職長を対象に、各工場の同じ製品を生産している生産ラインごとに実施します。各自、自工場の生産ラインの概要や課題を動画撮影し、ほかの工場の研修参加者と情報交換を行い、改善事例を共有することで、改善の糸口を発見する研修です。

同じ製品を生産している者同士で意見交換することにより、気づきの多い有意義な研修だというアンケート結果を得ました。今後、対象の生産ラインを拡充して工場間の意見交換の場を定着させていきます。


 P162 社会データ 4-3 安全衛生教育

ICT（情報通信技術）の活用による生産性向上

・高精度位置出しシステムによるデジタル施工と省人化

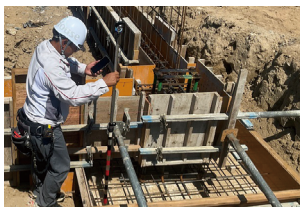
当社と株式会社トプコンは、2020年に建設現場の全工程をデジタルデータによる一元管理により生産性の向上などを目指す「デジタルコンストラクション」の実現と推進に向け、基本合意書を締結しました。トプコンの高精度位置出し機は、図面を座標データに変換し、手元のタブレット端末で読み込むことで正確な位置出し作業ができます。

2023年度は、全国の工事責任者に対して説明会を実施し、地縄張りや杭芯の計測、鉄骨建方などに活用しました。その結果、多くの施工現場で、今まで2人がかりだった計測が1人かつ短時間でできるようになったなどの報告がありました。また、さまざまな活用ができるため、全国から活用事例を収集し、社内イントラで水平展開しています。今後も、さらに多くの施工現場に導入し、建物の施工精度の向上と省人化を進めます。

 [「デジタルコンストラクション」の実現を目指した基本合意書締結](#)

製造資本

高品質かつ安全・安心な製品の開発・提供

スマートフォンで
数値を確認する作業員

鉄骨建方での活用風景

・D's BIM ROOM(ディーズビムルーム) 開発


当社グループの3社(当社、南国アールスタジオ、トラス)は、お客さまご自身がパソコンやタブレット、ヘッドマウントディスプレイなどのデバイスを使用し、計画する建物の建設予定地でメタバース(仮想空間)に入ることで、実寸大の外観イメージや色味、周辺環境との距離感などを体験することができる「D's BIM ROOM」を開発しました。「D's BIM ROOM」内では、遠隔のお客さまや関係者と会話や資料共有ができ、企画・設計・施工などの建設プロセスにおいて効率的に業務を進めることが可能になります。

 [「D's BIM ROOM \(ディーズビムルーム\)」開発](#)

グローバル・タレント・プログラム
(ナショナルスタッフ短期日本留学研修)

当社では、今後の海外事業拡大を見据え、海外現地法人に勤務するナショナルスタッフ(現地スタッフ)の技術力向上に向け、2022年度に「グローバル・タレント・プログラム」を新設しました。2023年度も、海外事業の現場の最前線に立つ現地スタッフに対し、日本での経験を通して当社グループで働くモチベーションの向上とスキルアップを目的に、日本国内での研修プログラムを2023年11月5日～18日にかけて実施しました。

今回は6カ国・地域(中国、台湾、ベトナム、マレーシア、インドネシア、アメリカ)より8名の参加者を受け入れました。参加者には、施工現場や当社施設の見学のほか、三重技能研修センターでの技能体験を通じて日本の「ものづくり」を体感してもらうとともに、ワークショップやグローバル人材交流会にて国内社員とのコミュニケーションを図り、新たな気づきを得てもらいました。このような経験をもとに、現地法人における技術力推進を担うリーダーを養成しています。

 P068 グローバル人材の育成



研修参加者

製造資本

サプライチェーンマネジメント (社会)

考え方・方針


当社グループでは、企業の環境・社会の取り組みに対する社会的要請が高まるなか、人権や脱炭素などへの配慮と、品質・価格の双方を満たすことが、競争優位性を生むと考えています。当社グループでは法の精神に則った取引にとどまらず、取引先と共にCSR調達を推進することを目的として、「サプライチェーン サステナビリティ ガイドライン」を策定し、取引先への具体的な要請項目を明示しています。

また、当社購買部門と取引を行う国内のすべての取引先には、より詳細な「大和ハウス工業(株) 購買部門CSR購買方針」を制定し、同意書を提出いただいています。

さらに、内閣府などが創設した「パートナーシップ構築宣言」に参画し、「下請事業者との望ましい取引慣行の遵守」を社会に向けて宣言しました。


■ サプライチェーン サステナビリティ ガイドライン
取引先行動規範 (Code of Conduct)

- 1) お客様との信頼関係の構築
- 2) 高い倫理観に基づく事業活動
- 3) 労働安全・衛生への配慮
- 4) 公正な事業活動
- 5) 環境の保全
- 6) 地域との共創共生
- 7) 人権の尊重

 [サプライチェーン サステナビリティ ガイドライン](#)

[「パートナーシップ構築宣言」に参画](#)

[大和ハウス工業\(株\) 購買部門CSR購買方針](#)

 P162 [社会データ 4-1 サプライチェーン サステナビリティ ガイドライン同意書回収率/セルフチェック回答率](#)

マネジメント

サプライチェーン サステナビリティ
ガイドラインの運用


当社グループでは取引先と共にCSR調達を推進することを目的として、2015年に「CSR調達ガイドライン」を策定しました。2023年4月には、社会情勢の変化をふまえて見直しを行い、「サプライチェーン サステナビリティ ガイドライン」への改定を行いました。

本ガイドラインでは、「取引先行動規範」にて環境性、社会性についての7つの原則を定め、取引先行動規範をふまえた「企業活動ガイドライン」にて、取引先への具体的な要請項目を明示しています。このほか「物品ガイドライン」では、取引先が当社に納品する建材などの物品の環境性、社会性について基準を示しています。

当社グループでは新たに取引先との契約を締結する際、本ガイドラインの趣旨や概要を説明したうえで、取引先から同意書を提出していただいているほか、従来からの取引先にも必要に応じて同意書を再度提出いただいています。

また、取引先の従業員に本ガイドラインを理解していただくために、「取引先行動規範」と「企業活動ガイドライン」に沿った取引先向け説明資料を作成・配付し、取引先従業員の啓発活動に取り組んでいます。


なお、本ガイドラインの遵守状況は、2017年度より取引先に定期的な実施を要請しているセルフチェックにてモニタリングしています。

 P016 [サプライチェーンマネジメント\(環境\)
サプライヤーにおける環境方針の浸透](#)

P035 [部門横断型のCSR調達部会を運営](#)

P062 [取引先の人権リスク評価](#)

P162 [社会データ 4-1 サプライチェーン サステナビリティ ガイドライン同意書回収率/セルフチェック回答率](#)

 [サプライチェーン サステナビリティ ガイドライン](#)

CSR調達の推進における取引先への働きかけ

当社では、資材調達先などで構成されるサプライチェーン上の3つの会員組織の運営をサポートしています。各会員組織を通じて取引先からご要望や当社側の問題点を伺うとともに、業務遂行に際して遵守していただきたい事項を随時伝えるなど、密接なコミュニケーションを図っています。

・ 協力会連合会(4,275社):「生産」「施工」などの
会社で構成

施工協力会社・工場協力会社の会員組織である協力会連合会は、全国に72カ所の支部をもち、安全面の向上、品質、技術や作業効率の向上、環境問題に取り組む部会活動を実施しています。各部会には当社役員が顧問として参画し、事務局も当社が担っています。また当社が運営する情報サイト「D-PC・WEB連」を通じた本会会員間での情報共有により、円滑な意思疎通と連携強化を図っています。

・ トリリオン会(238[※]社):資材調達先(サプライヤー)で構成

トリリオン会は、取引先と相互の経済的地位向上を目的に、資材品質の向上、納期厳守および新建材開発、技術改良推進を図っています。これらの推進活動を中心に、相互の発展と親睦を深めています。

※2024年4月末時点



・ 設和会(160社):設備メーカーや販売会社などで構成

設和会は、展示部会による商品・技術展示会の企画や運営、その他、技術情報部会、広報部会、紹介推進部会などの各部

製造資本

サプライチェーンマネジメント（社会）

会活動を通じて、設備技術の情報交換、連携を深めています。会員は関西・関東・中部・九州の4支部で構成されています。

-  P016 サプライチェーンマネジメント(環境)
-  P035 部門横断型のCSR調達部会を運営


QCDSMEをふまえた取引先の選定・管理

当社では、サプライチェーン サステナビリティ ガイドラインをベースとして、QCDSME (Quality: 品質、Cost: コスト、Delivery: 納期・工程、Safety: 安全、Moral: モラル、Environment: 環境) をふまえた、取引先の新規選定・管理を行っています。特に、住宅系部材については、工場にて生産する型式適合認定を受けた製品を構成する部材を供給するサプライヤーを購買部門が選定しています。この選定に際しては、「購買業務規定」に基づき、品質・環境・納期・コスト・経営の側面での書類審査を実施。合格した場合には製造会社の製造工場を訪問し、ISO9000シリーズの要求事項に基づいたチェックリストによる品質管理体制の確認を実施しています。出荷前には初期ロット検証を行い、契約した仕様通りにもものづくりが行われていることを確認してから出荷許可を出すフローとなっています。取引開始後も購買先全社に対して年に一度のフォローアップ評価を実施することで、購買先が安定的に供給できる体制を維持していることを確認しています。

現場での施工を行う協力会社の新規選定については、「技術系業務規程」や「製品外注先管理規定」に基づき、経営方針・施工技術力・有資格者数・施工価格水準などについて申請書類や面談を通じて審査します。また、これらの審査では、法令遵守、安全衛生の確保、反社会的勢力などの排除や、各種関連法の許可内容および社会保険の加入状況なども確認しています。審査に合格した場合には、工事下請負基本契約・工場協力会社下請契約を締結するとともに、協力会社から取引名義届出書を受領します。

ESGリスクが顕在化した取引先への措置



取引先による贈収賄を含む汚職・腐敗や人権侵害など ESG リスクに関する通報があった場合には、事実関係を調査のうえ、取引先に対し是正を促す体制を整備しています。

-  P162 社会データ 4-2 取引先アンケート調査結果

取引先との関係における
当社従業員の問題点の改善

当社グループでは取引先からの通報窓口「パートナーズ・ホットライン」を設置し、当社グループ従業員における倫理・コンプライアンス上問題となりうる言動やサプライヤー間での課題を把握し、取引先との信頼関係強化に活用しています。通報によって特定された当社の問題点については、適宜是正しています。2024年度からは、通報受付を専門会社に外部委託することで、通報者の心理的安全性を確保します。

また、取引先を対象とした「取引先アンケート調査」を年に一度実施しており、その結果を施工協力会社との適切な関係構築に活用しています。取引先アンケート調査の結果は、当社代表取締役を含めた関連部門の役員へ報告するとともに、取引先との実際の窓口となる事業所にフィードバックを行い、改善計画を立案・実施しています。また、技術統括本部や各事業本部とも改善計画を共有し、指導会などにおいても改善活動の進捗を確認し、改善に努めています。

-  P061 各種通報制度
-  P162 社会データ 4-2 取引先アンケート調査結果

地域での調達の取り組み

当社グループは、施工の請負作業を地域の施工会社に依頼し、資材についても地域のサプライヤーから提供いただくことを基本とし、地域経済の安定に貢献しています。


CSR調達における先進的な組織との協働

・GCNJ(グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン)
「サプライチェーン分科会」への参画

当社は2018年4月より、国連が提唱する「人権・労働・環境・腐敗防止」についての普遍的原則である UNGC (国連グローバル・コンパクト) へ参加しています。また、UNGC 参加企業で構成される GCNJ の「サプライチェーン分科会」などに参加しています。同分科会では、有識者の講演会による CSR 関連の最新動向や各社の事例を共有すると同時に、同分科会で得られた知見は当社グループの事業活動に反映させています。

・EcoVadis(エコバディス)への登録

当社は2019年度より、サプライヤー企業のサステナビリティ評価を行っている「EcoVadis」へのサプライヤー登録と情報開示を開始しており、継続して「Gold」評価を獲得しています。

-  P112 「EcoVadis」のサステナビリティ評価において「Gold」評価を獲得

製造資本

サプライチェーンマネジメント（社会）

主な取り組み

P035 サプライヤーを対象とした木材調達調査の実施

取引先に対するESGリスクのモニタリング

当社グループでは、定期的に「サプライチェーン サステナビリティ ガイドライン」への遵守状況のセルフチェック実施を取引先に要請し、取引先におけるESGリスクのモニタリングを行っています。その結果、多くの取引先で同ガイドラインを遵守するための取り組みを進めていただいていることを確認しました。一方で、多様性・ハラスメントに関する方針策定や研修実施に課題があることがわかりました。今回の結果をふまえ、取引先との対話を強化し、引き続き改善に努めます。

P062 取引先の人権リスク評価

P162 社会データ 4-1 サプライチェーン サステナビリティ ガイドライン同意書回収率/セルフチェック回答率

先住民族の権利への対応について

当社では、木材調達における生物多様性の損失や人権侵害への加担を避けるために、「生物多様性ガイドライン【木材調達編】」を制定しています。同ガイドラインに沿って年に一度実施している木材調達調査では、先住民の権利、労働諸条件の確認を実施しています。調査に当たっては、森林破壊や人権が侵害される可能性が高いとされる地域を「高リスクエリア（樹種）」と設定し、当該地域からの調達の実態が確認された場合には、当該サプライヤーに対して改善活動を行うよう要請しています。2023年度は、高リスクエリアからの木材調達のうち、認証材を除いた比率は0.5%となりました。なお、調査項目はNGOや森林認証機関からの情報をもとに、適宜改定しています。

P016 サプライチェーンマネジメント(環境)

サプライチェーンモニタリング

製造資本

工場・施工現場の安全・安心の徹底

考え方・方針

当社グループでは、私たちの行動指針である社員憲章に「取引先と共に成長・発展を図る」ことを掲げ、取引先との共創共生を重視してきました。当社グループの取引先およびその従業員の大半は、工場・施工現場での業務に従事されているため、工場・施工現場での、安全衛生や労働条件の改善は普遍的なテーマとなっています。そして、当社グループは、多様な人財が安心して業務に取り組める労働環境を整えることが、取引先の人財の確保および定着率の向上において重要と考えています。そこで、労働安全衛生法に則った「安全衛生管理規程」を定め、この規程をもとに、毎年「安全衛生推進基本方針」を社長・中央安全衛生管理委員長が定め、取り組んでいます。

当社は、施工現場の安全・安心を実現するため、DXの実践と、現場で働く人々の安全衛生の体制強化に、取引先と共に取り組んでいます。


マネジメント

取締役会による安全衛生の監督体制

当社は、安全衛生のマネジメントの中心となる「中央安全衛生管理委員会」の委員長に代表取締役副社長を任命し、取締役会による安全についての監督体制を設けています。

「中央安全衛生管理委員会」は、技術部門および生産部門、管理部門の役員や部門長を構成委員として定期的に開催しており、安全衛生に関する現状を把握するとともに、課題について協議しています。委員会の内容については、取締役・執行役員が参加する合同役員会で発表し、役員の見解を「安全衛生推進基本方針」に盛り込んでいます。

安全衛生管理のマネジメント体制は、責任者に上席執行役員・執行役員の2名、戸建住宅事業、賃貸住宅事業、商業・事業施設事業それぞれの施工部門の上席執行役員・執行役員から5名の計7名を安全担当役員に任命しています。各工場・事業所にも安全衛生委員会を設置し、工場・事業所の安全衛生委員会から報告される重要事項については、施工部門の執行役員へ報告のうえ、リスク評価を行い、「重篤」とされるものは中央安全衛生管理委員会を経て、取締役および監査役に報告を行っています。安全衛生に関する取り組みについては統括的な管理をすることで、各工場・事業所への指揮命令のラインを明確にしています。

 [役員紹介](#) (2024年4月1日時点)

従業員および取引先への安全衛生についての周知徹底

当社では、各事業所に、厚生労働大臣の定める安全管理者選任時研修ならびに、RST^{*1}などの外部講習を受けた安全管理者と衛生管理者を設置しています。事業所長と安全管理者ならびに衛生管理者は、安全衛生推進基本方針書の内容を把握するとともに、協議のうえ安全衛生管理計画書を作成しています。各事業所内に設置した安全衛生委員会(社内従業員のみ)や安全衛生協議会(関係下請け業者含む)を通じて、計画書の内容を従業員や協力会社に周知しています。安全衛生管理計画書には災害発生の頻度を表す度数率^{*2}も含まれ、事業所評価に反映しています。


また、工事中の物件のすべての安全を確認する「災害防止協議会」を取引先も含めて毎月開催するなど、「災害ゼロ」はもちろん作業効率の高い職場環境の充実を目指しています。

※1 労働省(現:厚生労働省)方式現場監督者安全衛生教育トレーナー

※2 100万延べ実労働時間あたりの労働災害による死傷者数で、災害発生の頻度を表す。

安全目標(2024年度)

項目	目標	具体的重点実施事項
死亡災害	0件	墜落・転落災害ならびに重機災害に重点を置いたリスクアセスメント主導による取り組み
第三者災害	0件	施工検討会でのリスクアセスメント実施
休業4日以上の重機災害	0件	①作業計画策定と周知 ②作業エリア立入禁止措置 ③未作業時の動力停止
休業4日以上の墜落・転落災害 2024年1月末比	20%減	①足場施設充実 ②墜落制止器具使用徹底 ③教育指導
休業4日以上の熱中症災害	0件	①(住宅)熱中症教育の実施 ②(建築系・集合)現場ごとに教育実施

 P162 社会データ 4-3 安全衛生教育

施工現場における安全管理の仕組み

当社では、新築を含む全物件の着工前に、安全を確保しながら施工する方法を検討する会議を開き、作業計画書を作成しています。その計画書通りに施工が進んでいるか、施工現場の定期・特別パトロールや安全衛生協議会を通じて確認し、当社および協力会社の従業員に対する改善指導・教育を行っています。

また各施工現場では、その日に行う作業内容に合わせて、危険予知を行う動画を朝礼などで確認するようにしています。さらに、施工現場で発生したヒヤリとした事象について、スマートフォンなどの端末から報告できるシステムを導入、情報の収集と共有を行っています。

加えて、当社では、発生した労働災害について、「災害事例研究」を実施しています。その研究の内容に基づいた社内通達や特別パトロールを行うことで、再発防止を全社に呼びかけています。

製造資本

工場・施工現場の安全・安心の徹底

特に重大な事故・災害が発生した場合は、「リスクマネジメント事務局（当社法務部）」に報告しています。また、災害の直接的要因が、「当社の過去の死亡災害または重篤災害の要因と類似していた場合」、「死亡ならびに重篤災害に至っていたと客観的にも類推される災害の場合」、「過去の通達指示の対策が講じられていないことにより発生した災害・事故の場合」は、「安全管理改善指導事業所」に指定し、安全担当役員の監視下に置かれ、直接指導をしています。指定を解除するには、災害事例研究の分析結果から改善する指標を明確に定め、それをもとに改善計画書を作成します。その改善計画書に基づき、設備の改善や意識改革などに集中的に約3カ月間取り組みます。その後、設備の改善や安全意識の定着を本社安全部と安全担当役員が確認し、解除の判断をすることとしています。

📖 P162 社会データ 4-3 安全衛生教育

工場における取引先と連携したリスク管理

当社工場では、工場リスク管理委員会を工場の各会議体（安全衛生委員会、品質委員会、環境委員会など）の中心として位置づけるとともに、本社部門とリスク情報などを共有・連携しています。工場リスク管理委員会では、他工場が発生または発生が予見されるリスクについて、工場協力会社へ情報共有を行い、当社におけるリスク発生の低減と課題解決に向け、当社と工場協力会社が一体となったリスクマネジメントの推進を図っています。

工場協力会社へのヒアリングで把握できた課題（経営状況、生産能力など）に対し、協力会社と共に生産工程や生産量の調整を行い、繁忙期への対策を行っています。

工場での従業員の健康と安全に関する監査

当社の工場では、OSHMS（労働安全衛生マネジメントシステム）の基準に従い安全監査を実施しています。

主な取り組み

労働災害の発生状況ならびにその対策

2023年度は、施工現場における当社社員の休業4日以上労働災害は1件（熱中症）発生し、協力会社従業員の労働災害は28件発生しました。28件の内、墜落・転落が11件となったため、熱中症、墜落・転落防止などに関する対策を呼びかける通達を発信するなど、周知徹底を図っています。

労働災害件数

分類型	件数
墜落・転落	11
はさまれ・巻き込まれ	6
転倒	4
切れ・こすれ	3
崩落・倒壊	2
激突	1
飛来・落下	1

📖 P162 社会データ 4-4 労働災害発生状況